

令和５年度 千葉市中小企業資金融資審議会

1 日 時 令和６年２月２日（金） 13：00～13：38

2 会 場 千葉市役所 高層棟２階 XL202 会議室

3 出席者（委員） 佐久間委員、伊勢田委員、佐藤委員、櫻井委員、
関根委員、寺西委員、山本委員、大野委員、長根委員

（事務局）橋本経済農政局長、枡見産業支援課長
梶本主査、元木主任主事

4 議 題 （１）会長、副会長の選任について
（２）中小企業資金融資制度の見直しについて

5 議事の概要

佐久間委員を会長、山本委員を副会長に選任した後、議題の審議に入った。

中小企業資金融資制度の見直しに関する改正案について、全会一致で了承された。

6 会議経過

【司会（梶本主査）】 本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和５年度千葉市中小企業資金融資審議会を開会いたします。私は、本日の司会役を務めさせていただきます産業支援課の梶本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付しました資料の確認をさせていただきます。

まず、配付資料でございますが、一番上が席次表でございます。また、資料番号は振られておりませんが、「次第」です。それから、資料１「千葉市中小企業資金融資審議会委員名簿」、資料２「中小企業資金融資制度の見直しについて」、別紙３、Ａ３のものになりますが、「千葉市中小企業資金融資メニュー表（制度改正案）」と書いてあるものでございます。続きまして、別紙４「優遇対象とする登録・認証制度一覧」でございます。それ以下、カラー刷りのもので資料を６セット用意してご

ございます。不足等がございましたら、事務局までお知らせ願いたいと思っております。よろしいでしょうか。

本日の審議会につきましては、千葉市中小企業資金融資審議会設置条例第6条の規定により、半数以上の出席により開催させていただくこととなっております。本日は、委員総数10名のうち9名の委員のご出席をいただいておりますので、会議として成立していますことを報告させていただきます。

次に、会議の公開及び議事録の作成についてでございますが、本審議会については、千葉市情報公開条例第25条に基づき、本日の会議は公開となっておりますので、お知らせいたします。

また、議事録につきましても、同じく公開することとなっております。議事録の内容については、会長の承認をもって審議会の承認とさせていただきます。

本審議会は、平成27年12月以来、8年ぶりの開催となっております。ほとんどの委員の皆様が初めて顔を合わせる形になろうかと思っておりますので、初めに審議会委員の皆様のご紹介をさせていただきます。席次に従いまして順次ご紹介させていただきます。

まず、千葉商工会議所常務理事の佐久間委員でございます。

【佐久間委員】 佐久間でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 続きまして、千葉市商店街連合会会長の伊勢田委員でございます。

【伊勢田委員】 伊勢田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 続きまして、株式会社三井住友銀行千葉法人営業部長の佐藤委員でございます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 続きまして、株式会社千葉銀行理事・企業サポート部長の櫻井委員でございます。

【櫻井委員】 櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 続きまして、千葉信用金庫融資部長の関根委員でございます。

【関根委員】 関根と申します。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 続きまして、株式会社商工組合中央金庫千葉支店長の寺西委員でございます。

【寺西委員】 寺西でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 続きまして、千葉県商工労働部経営支援課長の大野委員でございます。

【大野委員】 大野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 千葉大学大学院社会科学研究院教授の長根委員でございます。

【長根委員】 長根でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 続きまして、千葉県信用保証協会専務理事の山本委員でございます。

【山本委員】 山本です。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 千葉市土気商工会専務理事の松林委員でございますが、本日はご欠席でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局職員のご紹介をさせていただきます。

経済農政局長の橋本でございます。

【橋本経済農政局長】 橋本です。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 同じく経済部産業支援課長の枅見でございます。

【枅見産業支援課長】 枅見でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 同じく産業支援課主任主事の元木でございます。

【元木主任主事】 元木と申します。よろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 それでは、会議に入る前に、経済農政局長の橋本よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【橋本経済農政局長】 改めまして、経済農政局長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本当にお忙しい中、このようにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

中小企業の資金事情につきましては、皆様ご案内のことと存じますが、コロナ禍を経て、またその後の物価高騰という中で、非常に資金事情が苦しい状況であると承知しております。そういった中で、我々もこれに対応すべきだということで、県のほうでも伴走型支援ということでいろいろと対応いただいていると存じておりますけれども、千葉市としましても、しっかりと対応していかなければいけないという中で、いろいろと考えてきたところでもございます。

そういった中で、併せまして、まず SDGs をしっかりと進めていかなければいけない。中小企業の進みというのはなかなか厳しい状況にあることも踏まえまして、SDGs をしっかりと進めるということでの中小企業の資金融資の支援をするような制度を考えたところでございまして、こちらについてご審議のほどをお願いしたいと思っております。

お忙しいところを本当に恐縮ですけれども、忌憚のないご意見をいただければ大変幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（梶本主査）】 ありがとうございます。局長の橋本ですが、都合によりここで退席させていただきます。

【橋本経済農政局長】 すみません。どうぞよろしくお願いいたします。

（橋本経済農政局長、退席）

【司会（梶本主査）】 では、議事に従いまして審議に入らせていただきます。議事進行につきましては、会長が決定するまでの間、事務局が務めさせていただきます。枅見課長、よろしくお願いいたします。

【枅見産業支援課長】 よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）「会長、副会長の選任」でございますが、当審議会の会長、副会長につきましては、千葉市中小企業資金融資審議会設置条例第５条第２項の規定に従いまして、委員の互選により定めることとなっております。

今回は、委員改選後に初めて開催する審議会となりますので、選任をお願いするものです。

それでは、議題１につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。長根委員。

【長根委員】 事務局一任でよろしいかと思います。

【枅見産業支援課長】 ありがとうございます。ただいま、事務局一任というご意見がございました。事務局といたしましては、従前の会長職の就任状況を踏まえ

まして、会長につきましては千葉商工会議所の佐久間委員に、副会長につきましては千葉県信用保証協会の山本委員にご就任いただきたいと考えております。ただいまの事務局案につきましては、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【**枅見産業支援課長**】 ありがとうございます。

それでは、会長を佐久間委員に、副会長を山本委員に決定させていただきます。佐久間委員、山本委員、会長・副会長の席にお移り願います。

（佐久間委員、山本委員、会長・副会長席に移動）

【**枅見産業支援課長**】 それでは、佐久間会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

【**佐久間会長**】 ただいま事務局からのご提案に皆様のご承認をいただきまして、会長を仰せつかりました佐久間でございます。

中小企業資金融資制度は、市内中小企業者の創業、事業拡充、経営の安定のための融資制度となっており、本日の審議会では、来年度の制度見直しの内容をご審議いただくこととなっております。委員の皆様それぞれのご専門の立場、豊富な経験などから忌憚のないご意見を賜り、審議を深めてまいりたいと存じております。委員の皆様方のご支援、ご協力をいただきながら審議会を運営してまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【**枅見産業支援課長**】 続きまして、山本副会長より一言ご挨拶いただきたいと思います。

【**山本副会長**】 信用保証協会の専務理事の山本でございます。ご指名によりまして、本審議会の副会長を務めさせていただきます。

本日の審議会ですが、中小企業の方々に SDGs への関心を高めていただき、その取組を進めていただくために資金融資制度を見直すことを審議するものであります。

この SDGs でございますけれども、この取組は国際社会の要請でございまして、我々保証協会としても強い関心を持って優遇制度等も設けています。ぜひとも有意義な審議会となることを願っています。副会長としまして円滑な審議の進行のお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願いします。

【**枅見産業支援課長**】 ありがとうございます。

それでは、以降の進行を佐久間会長にお願いいたします。

【**佐久間会長**】 それでは、続きまして、議題（２）「中小企業資金融資制度の見直しについて」、事務局より説明をお願いいたします。

【**枅見産業支援課長**】 それでは、資料２の「中小企業資金融資の見直しについて」、ご説明いたします。失礼して座って説明させていただきます。

まず、中小企業資金融資の見直しについてでございますが、これからご説明する内容につきましては、千葉市の令和６年度の当初予算の一部として盛り込まれる予定でございます。こちらの令和６年度当初予算は今月中旬に発表予定となっております。それまで取扱い注意でお願いしたいと思います。

それでは、まず、見直しの必要性についてでございます。

現在、国内におきまして、SDGs 推進の機運が高まっていますが、依然として大企業に比べて中小企業では取組が進んでいないという現状がございます。この状況の中、千葉県や多くの政令市で、SDGs を推進する事業者の登録・認証制度を設けまし

て、インセンティブとして中小企業資金融資における優遇制度を設けているということがございます。千葉県と政令市8市で実施しております。千葉市におきましても、市内中小企業者に対しまして、SDGs への関心をより高め、取組を進めてもらうために、本市の中小企業資金融資制度におきまして、SDGs を推進する中小企業者に対する優遇制度を設けるという内容となっております。

2番、融資制度の現在の利用実績でございます。

こちらは市の融資制度でございますが、平成28年度から振興資金のうち運転資金の利子補給を段階的に廃止したこと。それから、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対応の融資制度（ゼロゼロ融資など）が創設されていることから、制度融資の新規利用・融資残高につきましては、下の表のとおり、大幅に減少しているという状況がございます。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。今回の制度見直し案でございます。

まず、制度の名称を「SDGs 推進支援制度」としております。

制度の概要でございますが、まず、1つ目が、SDGs に関連する認証等を取得した事業者が、中小企業資金融資メニューのうち、チャレンジ資金、トライアル支援資金、振興資金、小規模事業資金を利用する際に優遇措置を適用する。2つ目に、今回の制度見直しに伴いまして、既存メニューで環境経営応援資金というものがございましたが、これを本制度に統合・廃止するものでございます。

優遇内容は、融資利率の上限を基準利率マイナス0.1%、利子補給をプラス0.5%上乗せするというものでございます。

別紙3をご覧くださいと思います。今ご説明した内容でございますが、こちらのメニューのうち、創業支援等のチャレンジ資金、トライアル支援資金、それから事業拡充の振興資金、小規模事業資金につきまして、この優遇制度を適用された場合には、融資利率はそれぞれのメニューで記載のとおりでございますが、こちらの融資利率をマイナス0.1%にするということが1つ。それから、その右に利子補給率とございます。それぞれ創業支援等ですと1.4%、振興資金と小規模事業資金については0.8%の利子補給としておりますが、これにSDGs 推進支援制度対象の場合にはプラス0.5%とするものでございます。

ただし、上限につきましては、融資利率マイナス0.2%までということですので、0%までにはいかない。最低0.2%という形になるというものでございます。

また、表の一番下、環境経営応援資金でございますが、こちら、市内の事業者を対象にしまして、千葉市地球環境保全協定を締結して所定の計画・報告を出している事業者、または市内事業所にてISO14000 シリーズなどの認証を取得しているものにつきましては、こちらの資金の申し込みができるという制度でございましたが、今回、SDGs の推進支援制度をつくるに当たりまして、個別のメニューとしては廃止して、SDGs 推進支援制度に統合するものとなっております。

それから、優遇対象とする認証制度等でございますが、別紙4の資料をご覧くださいと思います。別紙4の後ろにそれぞれの認証制度のパンフレットをつけてございます。併せてご覧いただければと思います。

まず1番目、項目としてはSDGs 全般の登録制度でございますが、千葉県のちばSDGs パートナー登録制度でございます。こちらは有効期間3年で、市内で認定を受けている事業者が507者あるということでございます。

パンフレットをおつけしております。こちらをご覧くださいと思います。「ち

ば SDGs パートナー募集中。」というパンフレットでございますが、こちらの制度につきましては、表紙の下に要件とございます。環境・社会・経済の3側面において具体的な取組を推進すること。各取組について具体的な目標が設定されていること。こちらが要件となっております。

裏面には、登録の主なメリットとございますが、SDGs 達成に向けて取り組む企業などについて、千葉県のホームページで紹介。また、チーバくんを活用した SDGs シンボルマークの使用ができる。また、県のほうでも県融資制度がございますので、その支援が受けられるとなっておりますが、こちらの制度を改正しましたら、市の制度におきましても優遇措置が受けられるということでございます。

それから、別紙4の2番目でございますが、分野としては脱炭素ということでございます。制度名としては、仮称でございますが、「千葉市脱炭素パートナー制度」となっております。千葉市におきまして、今現在、脱炭素の取組について力を入れて進めているところでございます。今年の4月から新たに千葉市脱炭素パートナー制度というものを立ち上げていく予定でございますので、そちらのほうもこちらの優遇対象とする登録制度にする予定でございます。

こちらの登録制度でございますが、要件は、今、所管局のほうで詰めているところでございますので、記載はしてございませんが、これまで地球環境保全協定を締結して取り組んでいる事業所について、先ほどの環境経営応援資金を利用できるなどの制度がございましたが、こちらの制度は、今回、このパートナー制度のほうに4月から移行するという形でございます。ちなみに、地球環境保全協定を締結して計画提出している事業者は、市内で124者となっております。

3番目、健康づくりでございます。こちらでも千葉市の認証制度となっております。名称が「千葉市健康づくり推進事業所認証制度」でございますが、こちらは前身の制度がもともとございましたが、昨年7月に制度改正をしたものでございます。前身の制度の適用事業者が64者、今現在制度改正したこの制度を適用しているのが9者となっております。

こちらでもパンフレットを添付してございますので、ご覧いただければと思います。「千葉市健康づくり推進事業所認証制度」ということでございます。「健康経営」と記載してございますが、中小企業がこうした分野に取り組むことによりまして、認証が受けられる制度となっております。

中面見開きを開いていただきますと、左側に認証区分とございます。3つ区分がございまして、グリーン、ブルー、スカーレットと、難しくなる順に3つございます。今回の SDGs の推進支援制度につきましては、2つ目のブルーと3つ目のスカーレットの認証を取得した事業者を対象とする形にしております。

認証基準などは右側のページにございます。ブルーとスカーレットにつきましては、それぞれの項目についてご覧のような項目数の取組が必要となっております。

その下に認証メリットの一覧などがございます。認証事業所の PR、クラスアップのための各種支援などございますが、こちらにまた SDGs の推進支援制度もメリットの一つとして追加されるという形でございます。

別紙4のほうにお戻りいただきたいと思います。残り4番、5番、6番につきましては、女性活躍と子育て支援、障害者雇用に関する厚生労働省の認定制度でございます。それぞれ、えるぼし認定、くるみん認定、もにす認定という認定制度となっております。こちらについては、やはりパンフレットを添付しております。

まず、えるぼし認定のほうは、表紙にございますとおり、4段階の認定がござい

ますが、これは1段階目からこちらのSDGsの市の推進制度の対象とするということにしております。

認定の基準につきましては、2ページ目、3ページ目でございます。ご覧のような認定の要件がございまして、こちらを満たしますと、まず、えるぼしの認定、さらにレベルの高い認定を受けますと、プラチナえるぼし認定という認定が受けられます。そのような制度になってございます。

続きまして、次のパンフレットをご覧いただきたいと思います。くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準が改正されたというものでございます。見開きの2ページ目、3ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらは令和4年4月から制度改正されまして、改正前の要件を取得したものにしましては、改正前くるみん、トライくるみんとございます。令和4年4月以降の認定基準に合致したものについては新しいくるみん認定、また、よりレベルの高い取組をした場合にはプラチナくるみん認定に認定されるという仕組みになってございます。市の推進制度では、この新しいくるみん認定とプラチナくるみん認定のほうを対象とする予定としております。要件等はご覧のとおりでございます。

最後に、もう一枚のチラシをご覧いただきたいと思います。「障害者雇用に関する優良な取組を行う中小企業主への認定制度を始めました！」ということで、令和2年度から厚生労働省が始めた認定制度でございます。もにす認定というものでございますが、表紙のほうにいくつかメリットが記載されております。

裏面のほうをご覧いただきたいと思います。認定基準がご覧のとおり記載されております。こちらのそれぞれの取組項目について評価点をつけて、所定の点数以上の場合にこちらの認定が受けられるという制度でございます。

今ご説明した6つの登録認証制度について、1つでも取っていれば、今回制度改正するSDGs推進支援制度の対象となるということになっております。

それでは、資料2のほうにお戻りいただきたいと思います。裏面の(4)優遇対象とする認証制度等の表の下に米印のほうをご覧いただきたいと思います。この6つの認証制度を1つ取りますと、この優遇要件で優遇利子補給率の適用を受けることができますが、基本的には1つの要件で優遇を受けられるのは一度限りという考えでございます。ただし、既に適用されている優遇要件を継続した上で別の優遇要件を満たした場合には、再度優遇利子補給率の適用を受けることを可能とするということで考えております。

つまり、1番の県のSDGsパートナー登録制度に登録して優遇措置を受けた場合、基本的には優遇措置を受けられるのは一度限りとなりますが、さらに千葉市の脱炭素パートナー制度を取った場合には、また次に融資を受けるときには優遇制度が受けられるという考えでございます。

こちらの制度改正を行うことになりましたら、取扱金融機関の皆様と連携して周知のほうに努めてまいりまして、できるだけ多くの事業者の方のSDGsの取組のきっかけになっていただくことができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【佐久間会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明について、ご意見がございましたらお願いいたします。

【大野委員】 2点ほどお伺いしたいと思います。

新しい制度を今回つくられるということで、ちょっと難しいかもしれませんが、この制度の利用の見込みというのはどの程度考えていらっしゃるのか。それと、せっかく制度をつくりましたので、この利用を伸ばすためにどのような周知活動というか取組を行っていくのか。この2点、教えていただければと思います。

【杵見産業支援課長】 まず最初の利用見込みということでございます。こちらについては、他市の先行した事例で申しますと、例えば川崎市などでは、利子補給ではなくて信用保証料補助による優遇制度ということでございますが、新規融資の約5%程度、こちらの優遇制度の利用があったということでございます。ですので、この川崎市の実績を参考に、千葉市で新規融資、現在のということになります、5%程度、最初は年40件程度を考えているということでございます。

また、制度の利用の周知ということでございますが、まずは先ほど申し上げたとおり、取扱金融機関さんと連携をしまして、市内の事業者様へ周知を行っていきたいと考えております。また、先ほどご説明した各種の認定制度、その中でも脱炭素や健康については、環境部門の事業所管、健康推進部門の事業所管、それぞれが認定制度を事業者に広める取組をしておりますので、今回、こちらの融資制度におけるメリットも付け加わったということを含めて、環境とか健康づくり、他部局との連携をして、そうした事業者のほうにも、認証制度とともにこの制度のご利用といたしたところも周知に努めてまいりたいと考えております。

【佐久間会長】 よろしいですか。

【大野委員】 ありがとうございます。

【佐久間会長】 ほかにいかがでございましょうか。

【長根委員】 実施主体が厚労省ということになっていきますけれども、障害者雇用に関して、現状でも認定事業者数がすごく少ない4者となっています。私は千葉市の選定評価委員会の委員などもやっていてよく拝見しますが、施設側が雇う気はすごくあるけれども、適合的な方が見つからないというか、応募がなかったりということがあっていると聞いていますが、障害者の方が通っていらっしゃる事業所等との連携や情報共有はなさっているのでしょうか。

【杵見産業支援課長】 障害者雇用で、まず事業所という形になりますと、ハローワークですとか、市のほうですと経済部の中にも雇用に関する部門がございます。それと障害者の側からいきますと、保健福祉局の障害部門、障害者自立支援課、障害者の事業所、障害者についての周知をしていく部門がございます。正直言いました、障害者雇用というものに関しては、障害者側の事業所と雇用のほうの所管とは今まであまり連携が取れていなかったということもございますし、情報共有も進んでいなかった部分はあるかと思います。こうした認定制度、メリットというものを今回制度を立ち上げることができましたら、もちろん我々こうした融資制度を持っている側、それから雇用の側とハローワークさんとの連携を含め、それと障害者の支援の側、この三者で今回をきっかけにして情報共有をしながら、事業所さんにいろいろな周知ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

【佐久間会長】 よろしいですか。

【長根委員】 はい。

【櫻井委員】 全体的な感想としては、これはいい取組だと思いますので、コンセプトとしては全面的に賛成したいと思います。

特に厚労省のものについては、中小企業が満たすのは結構ハードルが高いと思う反面、これを中小企業に広げることによって潜在的労働者を引き出すというのは、

今の労働者不足に対してはすごく有効なので、ここがうまく機能するといいなと。これは感想になります。

2 番目の脱炭素の令和 6 年度から制度改正の検討中というところですが、これはまさに今、中小企業がサプライチェーンの中で大手からも求められるような立場になりつつある。もう既になっていることを考えると非常に重要な取組ですが、一方で、参考になっている地球環境保全協定の中で見ると、9 つの項目について毎年取組計画を作成し、実施状況を評価と。中小企業の一番苦手とするところですので、この辺が実効性のあるような、中小企業が取り組みやすいようなものとして新制度が設計されると、すごく我々としてもお客様に紹介しやすいということがあるので、内容を知らないで言うのもなんですが、注文としては、そこがあれば実効性は高まるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

【**枅見産業支援課長**】 我々としまでも、こちらの制度の活用等含めて、脱炭素のパートナー制度を所管している環境局のほうには、中小企業の支援という我々経済部の立場でございますので、今いただいたご意見なども環境局に伝えていきたいと思います。ありがとうございました。

【**佐久間会長**】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

いろいろご意見をいただきました。要は、今回、経済部さんが制度改正を行う。それはそれで経済的な目的の一つの達成の仕方としてあって、一方で、その基になっている各分野のそれぞれの事業も、その分野の今まさに社会課題に応えるようなものに対して、的確に対応していくためにそれを推奨する。両方が手を取って積極的に PR して利用頻度を高めていこうと。そういうインセンティブとしてのこの制度の改正ということで承ったのですが、大変よろしいのではないかと考えております。

ほかに皆様からご意見がないようでしたら、諮問内容について決議を採りたいと思います。

本議題につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【**佐久間会長**】 それでは、原案のとおり見直すことを了承する旨を市長へ答申したいと思います。

本日の議題は以上でございますが、5 の「その他」につきまして、事務局より何かございますか。

【**枅見産業支援課長**】 1 点だけ事務局より報告事項でございます。

添付資料の資料 6 をご覧いただきたいと思います。保証料上乗せによって経営者保証の提供を不要とする信用保障制度について、簡単にご報告いたします。

こちらは中小企業庁のホームページに 1 月に公表されている内容でございますが、保証料上乗せによりまして、経営者保証の提供を不要とする信用保証制度の制度概要でございます。

1 つ目のポツにありますとおり、保証料率の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法を活用することから、経営者保証ガイドラインの 3 要件（法人・個人の資産分離、財務基盤の強化、経営の透明性確保）よりも緩和した要件を設定しております。

また、新制度の活用を促すために、新制度における上乗せ保証料につきまして、3 年間の時限措置として軽減することもうたっております。この中で、括弧の中にご覧いただけますが、一番後ろのほう、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの保証

申込み分は 0.05%に相当する保証料を国が補助するというものも盛り込まれております。

対象要件につきましては、①から⑤のご覧のとおりでございますが、事業者の財務状況などについて要件が決められてございます。

また、保証料率につきましても、通常の保証料率に、上の財務要件などによりまして、0.25%もしくは0.45%の2段階あるという形になってございます。

こちらの保証料上乘せによる経営者保証の提供を不要とする制度につきましては、市の制度融資におきましても、先ほど少し触れました国の補助に対応できるよう所要の改正を行う予定でございます。これについては国の制度に対応するものでございますので、この改正については、関係の金融機関さんなどにはお知らせをしてみたいと思います。国の補助制度の対応について詳細はまだ明らかになってございませんので、明らかになりましたら、その内容をこちらの市の制度のほうにも反映をしてみたいと考えております。

説明は以上でございます。

【佐久間会長】 ただいまの事務局説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

特にないようでございます。

それでは、これで「その他」については終了とさせていただきます。

全ての審議、報告事項が終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【杵見産業支援課長】 本日は、貴重なお時間及びご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本審議会は以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

—— 了 ——